

日本 LCA 学会総務等に関する規則

日本 LCA 学会の事業活動を円滑に運営するために必要な規定のうち、日本 LCA 学会会則及び運営規程に含まれない事項について総務に関する規則として定める。

本規則の制定、改訂は、総務委員会が定め、理事会に報告する。

【学会誌】

第 1 条 学会誌の発行は、ウェブでの公開とする。ウェブでの公開後は冊子媒体と電子媒体の 2 つを並行して発刊する。

2 賛助会員には冊子を 1 口につき 2 冊配布する。

3 正会員は、冊子を巻単位（年間通し）で購入することができる。金額は 12,000 円（消費税別、送料別）とし、その代金は原則、前納とする。次巻の冊子購入を停止する場合は、12 月末までに届け出るものとする。

第 2 条 大学および自治体等の図書館等（以下「図書館等」という。）が「日本 LCA 学会誌」を定期購入する場合は、下記の取扱いとする。

2 定期購入する図書館等は学会誌の購入のみを行い、会員としての権利の行使はできない、また義務の履行の責を負わない。

3 購読は原則として年間契約とする。

4 定期購入の金額は年間 12,000 円（消費税別、送料別）とし、その代金は原則、前納とする。

5 定期購入の停止は、前年度末までに学会事務局へ届け出るものとする。

第 3 条 一冊毎の冊子購入については 1 冊 4,000 円（消費税別、送料別）とする。

【成果等の公表】

第 4 条 本学会の主催で成果等を発表する催しは、各委員会および研究会の提案に限る。

第 5 条 学会名で成果等（研究会等の成果報告書、ガイドライン、ガイダンス等）を公表しようとする場合は、総務委員会で申し出を受け、次の審査及び手続きを経て、理事会に当該成果等を提出し、承認を得なければならない。

2 その手続きは下記のとおりとする

① 総務委員会は成果等を確認し、学会名での公表が適切か否かを判断する。また適切な場合、必要に応じてクリティカルレビューを行う。

② クリティカルレビューが実施された際には、当事者はコメントに対して的確な対応をし、その過程と結果を総務委員会に報告する。

③ 会員（理事を含む）を対象にパブリックコメントの募集を少なくとも 3 週間実施する。

④ 当事者はパブリックコメントに対して的確な対応をし、その過程と結果を理事会に報告する。

⑤ 当該成果の学会名での公表に関し、理事会で審議する。理事会の承認を得た後、学会名で公表できる。

第 6 条 研究会等の成果としてガイドライン（ガイダンスを含む）を研究会名で公表する場合は、「日本 LCA 学会を代表するものではありません」と、一文を入れなければならない。

【研究会の運営】

第 7 条 学会運営規程により、設置が承認された研究会は、学会員に告知し、参加者を募集する。

第 8 条 研究会の経費は独立採算とし、それぞれの必要に応じて、参加費又は協力費を参加者から徴収することができる。

- 2 学会は、1 研究会当たり、年間で 20 万円を上限とし、活動を補助することができる。使途は、会場費、外部講師旅費・謝金、資料印刷費に限る。

第 9 条 研究会の活動成果は随時、学会活動を通じて発表しなければならない。

- 2 研究会の成果報告書及び作成したガイドライン（ガイダンスを含む）等を学会名で公表する場合は、本規則の第 4 条 2 項の手続きによる。
- 3 研究会の成果としてガイドライン（ガイダンスを含む）を研究会名で公表する場合は、本規則の第 5 条による。

【学生交流ネットワークの運営】

第 10 条 学生交流ネットワークの基本運営は、学生交流ネットワーク規則による。

第 11 条 学会は、学生交流ネットワークが主催する秋の工場見学、ワークショップ等における研究会費の使途について、以下のように定める。

- ・研究会費は、年間で 20 万円を限度とする。
- ・研究会費の使途は、原則として会場費、講師旅費・謝金、資料印刷費とする。
- ・ワークショップ等に参加する学生に旅費、宿泊費等を支給する場合は、参加学生 1 名につき 3,000 円 を上限とする。

【共催、協賛、後援等の取扱い】

第 12 条 本学会が他団体からその催しについて共催、協賛または後援を依頼された場合の取扱いは、下記の通りとする。

- ・共催については、原則、理事会（書面審議を含む）が決定する。
 - ・経費、役務の負担が伴う催しについては協賛、後援の区別なく、すべて理事会（書面審議を含む）が決定する。
 - ・経費、役務の負担が伴わない催しの協賛、後援等については、本学会の目的に沿ったものであることを確認した上で、総務委員会が決定し、理事会に報告する。
 - ・本学会が連携をしている国内外の学協会、団体が主催する催しについては、本学会の目的に沿ったものであることを確認した上で、担当委員会または総務委員会が決定することができる。但し、経費、役務の負担が伴う催しについては、原則、理事会が決定する。
- 2 本学会が主催する催しについて、他学会に共催、協賛、後援を依頼する場合は、総務委員会が決定するが、経費、役務の依頼が伴う場合は、必要に応じて理事会に諮る。
 - 3 エコバランス国際会議、研究発表会について、他学会に共催、協賛、後援を依頼する場合は、実行委員会が決定することができる。

【学会経費単価表】

第 13 条 請求書等によらない経費の支払は原則、日本 LCA 学会経費単価表による。

2014 年 3 月 4 日制定
2014 年 7 月 7 日一部改定
2014 年 8 月 12 日一部改定
2017 年 6 月 28 日 新規則として制定
2017 年 11 月 9 日一部改定
2018 年 2 月 28 日一部改定
2018 年 5 月 2 日一部改定
2018 年 12 月 13 日一部改定